主

原判決を破棄する。 被告人を懲役六月に処する。

ただし本裁判確定の日から四年間右刑の執行を猶予する。

里 由

本件控訴の趣意は、弁護人出射義夫、同小原美紀共同作成提出にかかる控訴趣意書、同補充書各記載のとおりであるから、これをここに引用し、これに対し一件記録を精査し、かつ当審における事実取調の結果を参酌した上次のように判断する。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 石井文治 判事 山田鷹之助 判事 渡辺達夫)